

介護職員初任者研修・生活援助従事者研修支援事業費補助金

Q & A

<補助対象となる職員>

- Q 1：派遣職員は対象となりますか。
- Q 2：非常勤職員は対象となりますか。
- Q 3：県内で研修修了後、県外の介護保険事業所で勤務している場合は対象となりますか。
- Q 4：介護職員が県外に在住している場合は対象となりますか。
- Q 5：高校生や大学生などは対象となりますか。
- Q 6：研修受講前から介護保険事業所で就労している人は対象になりますか。また、研修修了後に新たに就労した人は対象となりますか。
- Q 7：就労後3か月以内に同じ法人の県内の別の事業所に異動になった場合は対象となりますか。

<補助対象経費>

- Q 8：補助対象となる経費を教えてください。
- Q 9：通信講座は対象となりますか。
- Q 10：受講経費として16万円を負担した場合の補助額はいくらですか。
- Q 11：介護職員本人が受講経費を負担した場合は補助対象となりますか。
- Q 12：介護職員本人が受講経費77,000円（消費税込）、交通費10,000円を負担しており、当該職員を雇用する事業者が、介護職員へ資格取得助成費として8万円支給した場合、いくらが対象となりますか。
- Q 13：受講経費を分割払いした場合に生じる手数料は補助対象となりますか。

<申請手続き>

- Q 14：研修受講前に県に申請書等の書類を提出する必要はありませんか。
- Q 15：介護職員本人が申請することはできますか。また、本人の口座に補助金を振込してもらえますか。
- Q 16：受講経費を銀行振込やコンビニなどで支払ったため、振込明細や振込受領書などしかない場合はどうすればよいですか。
- Q 17：受講経費をクレジットカード払いにしたため、領収書がない場合はどうすればよいですか。
- Q 18：領収書（クレジット契約証明書（利用証明書））に記載が必要な事項を教えてください。
- Q 19：受講経費を分割払いとしたことにより申請受付期間内に受講経費が完納されていない場合、申請することはできますか。
- Q 20：領収書を紛失してしまった場合はどうすればよいですか。

<その他>

- Q 21：予算額を超える申請があった場合はどうなりますか。

<補助対象となる職員>

Q 1： 派遣職員は対象となりますか。

A : 対象外です。継続的に介護職として従事していただく趣旨から、介護保険事業所の運営法人から直接雇用されている人のみを対象としています。

Q 2： 非常勤職員は対象となりますか。

A : 対象となります。補助対象要件を満たしていれば、常勤・非常勤を問いません。

Q 3： 県内で研修修了後、県外の介護保険事業所で勤務している場合は対象となりますか。

A : 対象外です。申請時点で県内の介護保険事業所に、介護職員として3ヶ月以上継続して就労していることが条件となります。

Q 4： 介護職員が県外に在住している場合は対象となりますか。

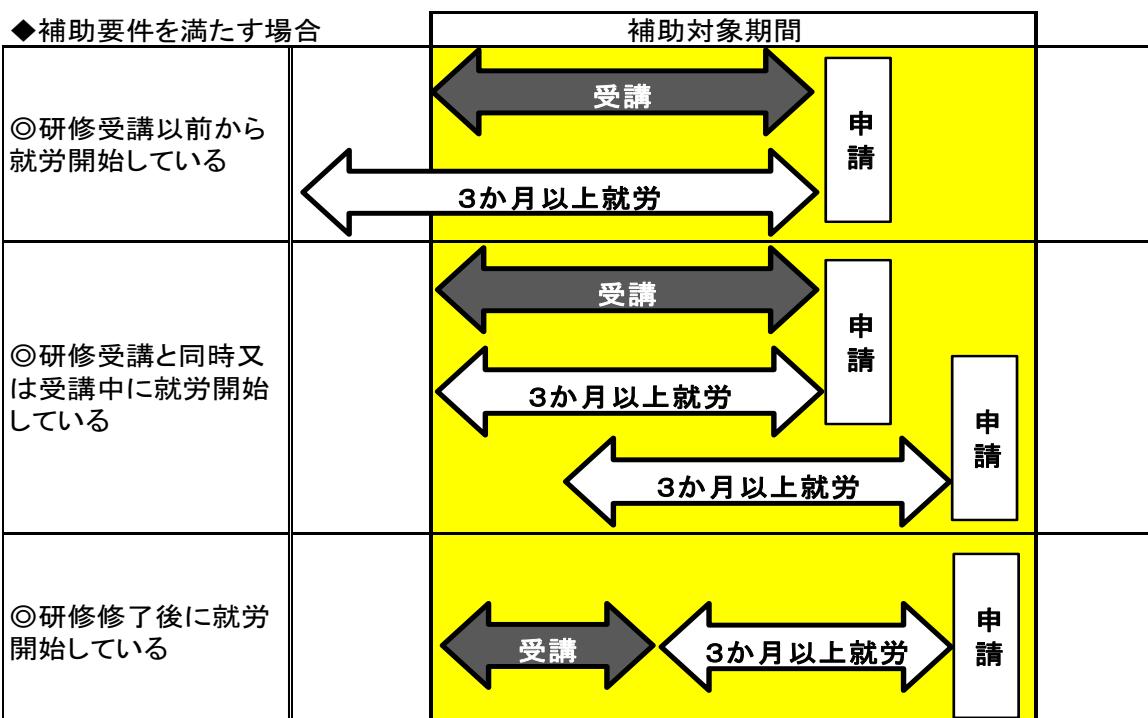
A : 対象となります。県内外の居住は問いません。

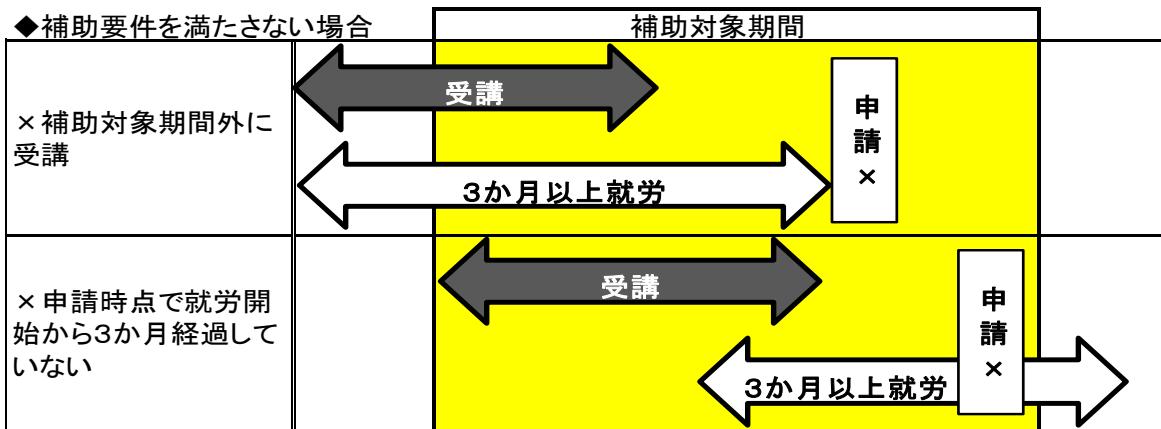
Q 5： 高校生や大学生などは対象となりますか。

A : 対象となります。ただし、学校での授業による講座受講は対象外です。申請時点で県内の介護保険事業所に、介護職員として3ヶ月以上継続して就労していることが条件となります。

Q 6： 研修受講前から介護保険事業所で就労している人は対象になりますか。また、研修修了後に新たに就労した人は対象となりますか。

A : 申請時点で県内の介護保険事業所に介護職員として3ヶ月以上継続して就労していれば、就労開始日にかかるわらず補助対象となり得ます。ただし、研修を補助対象期間内に受講されていることが必要です。





Q 7： 就労後 3か月以内に同じ法人の県内の別の事業所に異動になった場合は対象となりますか。

A : 原則として、県内の同一の介護保険事業所に 3か月以上継続して就労することが条件となります。例外として、就労後 3か月以内に同一法人内の県内での事業所異動については補助対象となることがありますので、ご相談ください。

<補助対象経費>

Q 8： 補助対象となる経費を教えてください。

A : 研修の受講経費が補助対象となります。受講経費には、必須テキスト代及び実習費を含みます。ただし、交通費、振込手数料、補講料及び追試受験料等は補助対象外です。また、消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外します。

Q 9： 通信講座は対象となりますか。

A : 対象となります。ただし、都道府県の指定を受けた研修事業者が実施する講座に限ります。

Q 10： (初任者研修の場合) 受講経費として16万円を負担した場合の補助額はいくらですか。

A : 補助上限の 8 万円が補助額です。 ※生活援助従事者研修も同様の考え方です。

Q 11： 介護職員本人が受講経費を負担した場合は補助対象となりますか。

A : 介護職員が負担した受講経費に対して、事業者が支給金として当該介護職員に支払った全額又は一部については、対象となります。事業者が当該職員に対し受講経費分を支給しない場合は、対象となります。

Q 12： (初任者研修の場合) 介護職員本人が受講経費77,000円（消費税込）、交通費10,000円を負担しており、当該職員を雇用する事業者が、介護職員へ資格取得助成費として8万円支給した場合、いくらが対象となりますか。

A : 事業者が負担した8万円のうち、消費税と交通費を除いた7万円が対象となります。なお、この場合、宛名が介護職員本人となっている受講経費等の領収書（写）及び補助事業者が介護職員に支払った支給金の明細書の写し（給与明細等）を添付してください。

※生活援助従事者研修も同様の考え方です。

Q13: 受講経費を分割払いした場合に生じる手数料は補助対象となりますか。

A : 対象外です。

<申請手続き>

Q14: 研修受講前に県に申請書等の書類を提出する必要はありませんか。

A : 必要ありません。補助の要件を満たした後に、申請書類を提出してください。

Q15: 介護職員本人が申請することはできますか。また、本人の口座に補助金を振込してもらえますか。

A : 補助対象は法人なので、介護職員本人が申請することはできません。また、振込先を介護職員本人の口座にすることもできません。

Q16: 受講経費を銀行振込やコンビニなどで支払ったため、振込明細や振込受領書などしかない場合はどうすればよいですか。

A : 原則として研修事業者が発行する領収書の写しが必要ですが、次の①②の書類（両方必要）を領収書に代えることができます。
①振込明細や振込受領書など（写）
②研修事業者から受講経費の金額を示された書類の写し

Q17: 受講経費をクレジットカード払いにしたため、領収書がない場合はどうすればよいですか。

A : 原則として領収書の写しが必要ですが、研修事業者が発行するクレジット契約証明書（利用証明書）を領収書に代えることができます。クレジット契約証明書（利用証明書）の発行については、研修事業者にご相談ください。

Q18: 領収書（クレジット契約証明書（利用証明書））に記載が必要な事項を教えてください。

A : 次の事項が全て記載されている必要があります。
ア 研修事業者の名称
イ 研修の受講に要した経費であること
ウ 研修受講者の氏名
エ 領収額（又はクレジット領収額）
オ 領収日（又はクレジット契約日）
カ 分割によりクレジット契約を締結した場合は支払い回数
キ 領収印

Q19: 受講経費を分割払いしたことにより申請受付期間内に受講経費が完納されていない場合、申請することはできますか。

A : 申請受付期間内に受講経費が完納されていない場合は、申請できません。

Q20: 領収書を紛失してしまった場合はどうすればよいですか。

A : 研修事業者に再発行を依頼してください。

<その他>

Q21: 予算額を超える申請があつた場合はどうなりますか。

本補助金は先着順での交付となっておりますので、予算に達し次第、受付終了となります。
A : す。補助要件を満たした時点で、速やかに申請書を提出してください。
また、予算額を超える恐れが出てきた時期には、申請前に電話連絡をお願いしますので、
本補助金のウェブサイトの情報にご注意ください。